

草津市公報

発行日 令和6年9月1日  
(毎月1・15日発行)  
発行番号 第 15 号  
発行所 草津市役所  
草津市草津三丁目13番30号  
電話番号(代)077-563-1234

## ◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

## ◎ 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員課）……………2

## ◎ 訓 令

草津市職員の時差勤務に関する規程の一部を改正する訓令（職員課）……………2

## ◎ 告 示

指定納付受託者の指定内容の変更について（広報課）……………4  
草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金交付要綱（幼児施設課）……………4  
令和6年度草津市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱（人とくらしのサポートセンター）……………7  
令和6年度草津市低所得者支援臨時給付金支給事務実施要綱（人とくらしのサポートセンター）……………12  
草津市低所得者支援臨時給付金支給事務実施要綱の一部を改正する要綱（人とくらしのサポートセンター）……………19  
保護樹木の指定解除案について（環境政策課）……………19  
介護保険法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定について（介護保険課）……………19  
介護保険法第115条の45の5第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者の指定について（介護保険課）……………20  
市道の路線変更について（土木管理課）……………20  
市道の区域決定について（土木管理課）……………20  
市道の供用開始について（土木管理課）……………21  
公示送達について（納税課）……………21  
指定緊急避難場所および指定避難所について（危機管理課）……………22  
草津市草津宿場まつり開催事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱（商工観光労政課）……………23  
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）……………25  
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）……………25  
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）……………25  
公示送達について（保険年金課）……………25  
指定緊急避難場所および指定避難所について（危機管理課）……………26  
子ども・子育て支援法第58条の2の規定に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認について（幼児課）……………26  
公示送達について（税務課）……………30  
草津市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の一部を改正する要綱（障害福祉課）……………33  
公示送達について（税務課）……………34

## ◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）……………36

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） | 36 |
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） | 36 |
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） | 37 |
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） | 37 |
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） | 38 |
| 条件付一般競争入札について（契約検査課）           | 38 |
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） | 41 |
| 条件付一般競争入札について（契約検査課）           | 41 |
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） | 44 |
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） | 44 |
| 条件付一般競争入札について（契約検査課）           | 44 |

◎ 教育委員会告示

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課） | 47 |
| 草津市教育委員会臨時会の招集について（教育総務課） | 47 |

◎ 農業委員会告示

|                   |    |
|-------------------|----|
| 草津市農業委員会総会の招集について | 47 |
|-------------------|----|

◎ 上下水道事業告示

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 草津市指定下水道工事店の代表者の異動について（上下水道総務課） | 47 |
| 草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）    | 48 |
| 草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）     | 48 |

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 8 月 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 3 5 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 4 3 年草津市規則第 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 条～第 7 条 《現行どおり》<br>（休業補償を行わない場合）<br>第 7 条の 2 《現行どおり》<br>（1）《現行どおり》<br>（2） 少年法第 2 4 条の規定による保護処分として少年院もしくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、 <u>同法第 6 4 条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合または同法第 6 6 条の規定による決定により少年院に収容されている場合</u><br>第 7 条の 3～第 2 6 条 《現行どおり》<br>別記様式第 1 号～別記様式第 2 0 号 《現行どおり》 | 第 1 条～第 7 条 《省略》<br>（休業補償を行わない場合）<br>第 7 条の 2 《省略》<br>（1）《省略》<br>（2） 少年法第 2 4 条の規定による保護処分として少年院もしくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合 <u>または売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）第 1 7 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u><br>第 7 条の 3～第 2 6 条 《省略》<br>別記様式第 1 号～別記様式第 2 0 号 《省略》 |

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和 6 年 8 月 9 日揭示済み）

訓 令

草津市職員の時差勤務に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 6 年 7 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市訓令第 1 3 号

草津市職員の時差勤務に関する規程の一部を改正する訓令  
 草津市職員の時差勤務に関する規程（平成 3 1 年草津市訓令第 3 号）の一部を次の表のように改正する。  
 （下線部分は改正部分）

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 条～第 2 条 《現行どおり》<br>（時差勤務）<br>第 3 条 《現行どおり》<br>(1)～(2) 《現行どおり》<br>(3) <u>小学生以下の子を養育する場合</u><br><br>(4) <u>要介護者の介護を行う場合</u><br>(5) <u>障害の特性等に応じ、必要と認められる場合</u><br>(6) <u>職員の健康保持のため、当該職員の終業の時刻からその直後の始業の時刻までの間に一定の時間を確保する必要があると認められる場合</u><br>(7) <u>その他市長が公務の運営上特に認める場合</u><br>2 《現行どおり》<br>第 4 条 《現行どおり》<br>（命令手続）<br>第 5 条 所属長は、時差勤務を割り振るときは、職員に対し、時差勤務を行う日（以下「時差勤務日」という。）の 1 週間前の日までに命令しなければならない。ただし、当該職員の同意を得たときは、時差勤務日の前日 <u>（特別の事由があると認められる場合においては、草津市職員の勤務時間を定める規程第 2 条に定める始業時間または別表に定める各区分における始業時間）</u> までに命令すれば足りる。<br>2～4 《現行どおり》<br>第 6 条 《現行どおり》<br>別表 《現行どおり》<br>別記様式 《現行どおり》 | 第 1 条～第 2 条 《省略》<br>（時差勤務）<br>第 3 条 《省略》<br>(1)～(2) 《省略》<br>(3) <u>その他市長が公務の運営上特に必要と認める場合</u><br><br>《改正後に新設》<br>《改正後に新設》<br><br>《改正後に新設》<br><br>《改正後に新設》<br>2 《省略》<br>第 4 条 《省略》<br>（命令手続）<br>第 5 条 所属長は、時差勤務を割り振るときは、職員に対し、時差勤務を行う日（以下「時差勤務日」という。）の 1 週間前の日までに命令しなければならない。ただし、 <u>第 3 条第 1 項第 2 号の業務に従事させるために時差勤務を割り振る場合において、</u> 当該職員の同意を得たときは、時差勤務日の前日までに命令すれば足りる。<br><br>2～4 《省略》<br>第 6 条 《省略》<br>別表 《省略》<br>別記様式 《省略》 |

#### 付 則

この訓令は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

（令和 6 年 7 月 3 1 日揭示済み）

告 示

草津市告示第 2 0 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者に指定した指定納付受託者より、同条第 3 項の規定による届出があったため、同条第 4 項および草津市会計規則（平成 6 年草津市規則第 1 2 号）第 2 0 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 7 月 1 7 日

草津市長 橋 川 渉

| 変<br>更<br>前 | 名称             | 住所                                                       |
|-------------|----------------|----------------------------------------------------------|
|             | 株式会社アイ<br>モバイル | 〒150-0003<br>東京都渋谷区桜丘町 2 2 - 1 4<br>N.E.SビルN棟 2 階        |
| 変<br>更<br>後 | 名称             | 住所                                                       |
|             | 株式会社アイ<br>モバイル | 〒150-0002<br>東京都渋谷区渋谷三丁目 2 6 番<br>2 0 号<br>関電不動産渋谷ビル 8 階 |

（令和 6 年 7 月 1 7 日揭示済み）

草津市告示第 2 0 9 号

草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 7 月 1 7 日

草津市長 橋 川 渉

草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 市長は、物価高騰に伴い、食材料費の負担が増えた市内に所在する保育所等を運営する事業者に対し、予算の範囲内において草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、草津市補助金等交付規則（昭和 5 9 年草津市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほ

か、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において「保育所等」とは、次の各号に掲げる施設のうち、国、都道府県および市町村（特別区を含む。）以外の者が市内に設置し、経営する施設をいう。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 9 条第 1 項に規定する施設
- (2) 幼稚園 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する施設のうち、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項の確認を受けた施設
- (3) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する施設
- (4) 地域型保育事業を行う施設 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業または同条第 1 0 項に規定する小規模保育事業を行う事業所であって、子ども・子育て支援法第 2 9 条第 1 項の確認を受けた施設

2 この要綱において「補助対象経費」とは、給食等の提供に要する食材料費であって、物価上昇に伴う価格の増加部分をいう。

（交付の対象者等）

第 3 条 補助金の交付対象者は、令和 6 年 4 月 1 日時点で保育所等を経営する事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 物価高騰の影響により、食材料費に係る費用が上昇しているもの
- (2) 以下のアまたはイに該当するもの
  - ア 令和 5 年 4 月 1 日以降、物価上昇に起因する給食費の値上げを実施していない、または既に徴収した値上げ相当分を保護者に返還を行ったもの
  - イ 以下の 2 点をどちらも満たすもの
    - (7) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの物価上昇に起因する給食費の値上げ相当分を、令和 6 年 4 月 1 日以降の給食費から減額を行ったもの
  - (4) 令和 6 年 4 月 1 日以降、物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていない、または既に徴収した値上げ相当分を保護者に返還を行ったもの
- (3) 令和 6 年 4 月 1 日時点と比較し、食事の質や量を下げることなく、給食の提供を行っているもの

2 補助金の交付対象となる期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの各月のうち、前項各号のいずれにも該当する月（月の途中において要件に該当しなくなった月を含む。以下「補助対象月」という。）とする。ただし、令和 6 年 10 月 1 日時点で食材料費価格高騰が収束し、保育所等が物価高騰の影響を受けないと市長が認める場合は、補助対象月の終期を令和 6 年 9 月までとし、令和 6 年 10 月以降は補助対象月としない。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、別表に掲げる基準額と補助対象経費を比較していずれか少ない方の額とする。

（補助金の申請等）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする事業者は、市長が別に定める期間内に規則第 3 条の補助金等交付申請書に草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金所要額算定調査（別記様式第 1 号）を添え、市長に提出するものとする。

2 前項の申請は、次の各号に定める期間毎に行うものとし、1 施設につきそれぞれ 1 回限り各期間における補助対象月分の申請を行うことができる。ただし、第 3 条第 2 項のただし書きに該当する場合、第 2 号の期間に係る申請を行うことはできないものとする。

(1) 令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで

(2) 令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 規則第 13 条に規定する実績報告は、前項の草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金所要額算定調査の提出によってなされたものとみなす。

（補助金の額の確定）

第 6 条 規則第 6 条の規定による決定の通知により、規則第 14 条の規定による補助金等の額の確定の通知をしたものとみなす。

（補助金の使途報告および調査）

第 7 条 市長は、規則第 11 条に基づき、補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助対象事業者」という。）に対し、補助金の使途について報告を求め、または調査することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により市長から報告または調査を求められたときは、これに協力しなければならない。

（補助金の取消しおよび返還）

第 8 条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) 第 3 条第 1 項に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 偽り或其他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 法令またはこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金交付決定取消通知書（別記様式第 2 号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金返還命令書（別記様式第 3 号）により、当該交付を受けた者に対し、その返還を命ずるものとする。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 9 条 補助対象事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助金額に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が 0 円の場合を含む。）には、草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書（別記様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額の全部または一部を返還しなければならない。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第 10 条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（その他）

第 11 条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和 6 年 7 月 17 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日以降の事業から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 7 条から第 9 条までの規定につ



いては、同日後もなおその効力を有する。

別表（第 4 条関係）

| 区分                                | 基準額                      |
|-----------------------------------|--------------------------|
| 幼稚園利用者（第 2 条第 1 項第 2 号に規定するものに限る） | 4 1 3 円×補助対象月数<br>×利用児童数 |
| 副食費徴収免除加算対象者                      | 5 6 2 円×補助対象月数<br>×利用児童数 |
| 上記以外                              | 8 6 2 円×補助対象月数<br>×利用児童数 |

備考 利用児童数について、原則令和 6 年 4 月 1 日時点のものとするが、それにより難しい場合は、過去の実績等を勘案して推計値を用いることとし、根拠資料を申請に添付すること。ただし、副食費徴収免除加算対象者となる利用児童数については、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日までの期間に係る申請時には令和 6 年 4 月 1 日時点のものとし、令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの期間に係る申請時には令和 6 年 1 0 月 1 日時点のものとする。

別記  
様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金所要額算定調査書

施設名

補助金所要額

| 区分             | 単価<br>① | 補助対象<br>月数② | 利用児童数<br>③ | 補助基準額<br>④ (①×②×③) |
|----------------|---------|-------------|------------|--------------------|
| (1) 幼稚園利用者     |         |             |            |                    |
| (2) 副食費徴収免除対象者 |         |             |            |                    |
| (3) 上記以外       |         |             |            |                    |
| 合計             |         |             |            |                    |

| 補助対象経費⑤ | 補助所要額⑥<br>(④と⑤を比較して少ない方の額) | 補助金申請額⑦ |
|---------|----------------------------|---------|
|         |                            |         |

(注)

(1) ②欄には、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日までまたは令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの期間における補助対象月数を記載してください。

(2) ③欄には、原則令和 6 年 4 月 1 日時点のものを記載してください。なお、それにより難しい場合は、過去の実績等を勘案して推計値を用いることとし、根拠資料を添付してください。

ただし、副食費徴収免除対象者区分における③欄には、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日までの期間における申請時には、令和 6 年 4 月 1 日時点のものを記載し、令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの期間における申請時には、令和 6 年 1 0 月 1 日時点のものを記載してください。

様式第 2 号（第 8 条第 2 項関係）

第 号  
年 月 日

様

草津市長

草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金については、草津市補助金等交付規則第 1 7 条第 1 項および草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり交付決定の（一部・全部）を取り消しましたので通知します。

記

| 決 定 の 区 分 | 一部取消し ・ 全部取消し |
|-----------|---------------|
| 交付決定額     | 円             |
| 取消し金額     | 円             |
| 取消し後交付決定額 | 円             |
| 取消しの理由    |               |

様式第 3 号（第 8 条第 3 項関係）

第 号  
年 月 日

様

草津市長

草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金返還命令書

年 月 日付け第 号で取り消した補助金については、草津市補助金等交付規則第 1 8 条および草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり返還を命じます。

記

|          |       |
|----------|-------|
| 返還すべき金額  | 円     |
| 返還期限     | 年 月 日 |
| 返還を命ずる理由 |       |

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

草津市長 殿

法人所在地

法 人 名

施設所在地

施 設 名

代 表 者

印

草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 額の確定額
- 2 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額（要補助金返還相当額）
- 3 添付資料  
消費税および地方消費税仕入控除税額の積算内訳等

（令和 6 年 7 月 1 7 日揭示済み）

草津市告示第 2 1 0 号

令和 6 年度草津市定額減税補足給付金（調整給付）  
支給事務実施要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 7 月 1 7 日

草津市長 橋 川 渉

令和 6 年度草津市定額減税補足給付金  
（調整給付）支給事務実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、定額減税補足給付金（調整給付）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 草津市定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金」という。）は、前条の目的を達するために、草津市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第 3 条 調整給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、草津市において地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による道府県民税所得割または市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者とする。ただし、第 1 号においては、令和 5 年分所得税に係る合計所得金額が 1, 8 0 5 万円を超える者を除き、第 2 号においては、令和 6 年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が 1, 8 0 5 万円を超える者を除く。

(1) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、または上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）上の居住者に限る。）

ア 3 万円にその者の控除対象配偶者または扶養親族である者（いずれも令和 5 年 1 2 月 3 1 日時点で国外に居住する者を除く。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た額  
イ その者の令和 6 年分所得税額として推計した額

(2) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

ア 1 万円に、その者の控除対象配偶者または扶養親族である者（いずれも令和 5 年 1 2 月 3 1 日時点で国外に居住する者を除く。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和 6 年度分個人住民税所得割の額

2 前項第 1 号イの規定における令和 6 年分所得税額として推計した額（令和 5 年分所得税額）は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和 6 年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

3 第 1 項第 1 号イの規定における令和 6 年分所得税額として推計した額および同項第 2 号イの規定における令和 6 年度分個人住民税所得割額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）による改正後の所得税法および地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前および当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいう。ただし、復興特別所得税は含まない。

（支給額）

第 4 条 前条の規定により支給対象者に対して支給する調整給付金の金額は、次の各号に掲げる額の合算額（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数



がある場合には切り上げる。)とする。

- (1) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

ア 前条第1項第1号アに掲げる額

イ 前条第1項第1号イに掲げる額

- (2) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

ア 前条第1項第2号アに掲げる額

イ 前条第1項第2号イに掲げる額

- 2 前項第1号アおよびイならびに第2号アおよびイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を開始する日は、令和6年6月10日とする。

- 3 前項に定める日以降に生じた第1項第1号アおよびイならびに第2号アおよびイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金の金額に反映しないものとする。

（受給権者）

- 第5条 調整給付金の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

（支給の方式）

- 第6条 調整給付金の支給を受けようとする者は、定額減税補足給付金（調整給付金）支給確認書（別記様式第1号。以下「確認書」という。）を提出するものとする。

- 2 確認書の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号および第4号に掲げる方式は、確認書の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号または第2号による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送方式 提出者が確認書を郵送により提出し、市長が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

- (2) 窓口方式 提出者が確認書を草津市の窓口に出し、市長が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

- (3) 窓口現金受領方式 提出者が確認書を郵送により、または草津市の窓口において提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

- (4) 現金書留受領方式 提出者が確認書を郵送により、または草津市の窓口において提出し、市長が

現金書留等により現金を送付する方式

- 3 提出者は、確認書の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出または提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

- 4 市長は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から定額減税補足給付金（調整給付金）申請書（別記様式第2号。以下「申請書」という。）の提出があったときは、当該申請書に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

（申請不要の支給の方式）

- 第7条 市長は、前条の規定にかかわらず、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、公金受取口座情報を取得できた者等であって、第3条第1項に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、定額減税補足給付金（調整給付金）支給のお知らせ（別記様式第3号）により調整給付金の支給を行う旨の通知を行うものとする。

- 2 前項による支給対象者は、支給を行う旨の通知を受けた際、受取口座(変更)登録届・辞退届（定額減税補足給付金）（別記様式第4号）による受給の辞退または登録口座の変更を申し出ることができる。

- 3 市長は、令和6年8月13日までに前項の届出等がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、調整給付金を支給することができる。

（代理による確認書の提出等・受給）

- 第8条 支給対象者に代わり、代理人として確認書または申請書（以下「確認書等」という。）の提出および調整給付金の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人）

- (2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

- 2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載する。また、この場合、市長は、公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めるものとする。

- 3 草津市は、第1項第1号および第2号の者にあつては、次の各号に掲げるものにより、代理権を確認するものとする。

- (1) 第1項第1号に規定する代理人 法定代理人であることを証明するために必要な次に掲げる書類  
ア 戸籍その他親権者であることがわかる公的

証明書の写し

イ 成年後見登記制度に基づく未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人はその旨が記載された登記事項証明書の写しその他公的身分証明書の写し

ウ その他市長が認める証明書

(2) 第 1 項第 2 号に規定する代理人 本人との関係性がわかる市長が認める書類  
(確認書提出等の期限)

第 9 条 確認書の提出受付開始日は、令和 6 年 7 月 2 9 日とする。

2 確認書の提出期限は、令和 6 年 1 0 月 3 1 日とする。

(支給の決定)

第 1 0 条 市長は、第 6 条の規定により確認書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金を支給する。

(調整給付金の支給等に関する周知等)

第 1 1 条 市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、確認書提出の方法、確認書の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(確認書の提出等が行われなかった場合等の取扱い)

第 1 2 条 市長が前条の周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第 9 条第 2 項の提出期限までに確認書の提出等が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第 1 0 条の支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第 1 3 条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金の返還を求める。

2 調整給付金の支給を受けた者から、修正申告等により新たに要件を満たすこととなる給付の申し立てがなされ、当該給付を支給する場合は、調整給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第 1 4 条 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第 1 5 条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 7 日から施行する。

別記

様式第 1 号 (第 6 条第 1 項関係)

年 月 日

様

遊賀県草津市長

#### 定額減税補足給付金(調整給付金)(※)支給確認書

※調整給付金とは、令和 6 年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない(定額減税可能額が、令和 6 年分の推計所得税額または令和 6 年度分の個人住民税所得割額を上回る)方に対し、当該上回る額の合計額を基礎として 1 万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

令和 6 年分の推計所得税および令和 6 年度分の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。  
以下の内容を確認いただき、令和 6 年 1 0 月 3 1 日(木)までに、この確認書と添付書類を返送して下さい。審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支 給 方 法  
支 給 日  
支 給 口 座  
支 給 額

#### (1) 調整給付金の支給額および算出式

|        |                                            |                  |                            |
|--------|--------------------------------------------|------------------|----------------------------|
| 所得税    | 定額減税可能額<br>(3 万円×(本人+扶養親族数))               | 令和 6 年分推計所得税額    | 控除不足額 (①)<br>(＜ 0 の場合は 0 ) |
|        | 円                                          | 円                | 円                          |
| 住民税所得割 | 定額減税可能額<br>(1 万円×(本人+扶養親族数))               | 令和 6 年度分住民税所得割額  | 控除不足額 (②)<br>(＜ 0 の場合は 0 ) |
|        | 円                                          | 円                | 円                          |
| 調整給付金  | 所得税 控除不足額 (①)<br>円 + 住民税所得割 控除不足額 (②)<br>円 | 控除不足額 計 (③)<br>円 | 円                          |

注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16 歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和 6 年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和 5 年分所得等を基にした推計額を記載しています。**令和 6 年分所得税額が判明し、給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和 7 年以降に追加給付する場合があります。**

**※令和 6 年中に市外に転出される方または転出された方は、本確認書が、追加給付に際して必要となることがあるため、差し(コピー)を戻って大切に保管ください。**

**※上記の返送期限までに返信がない場合は、市は本給付金の支給を辞退したとみなします。**

※本給付金を辞退する場合は、別紙「受取口座(変更)登録届・辞退届」を提出してください。

上記記載内容に異議ありません。

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

氏 名 確認日 令和 年 月 日 連絡先電話番号

※金融機関で口座が作れないなど、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、草津市人とならしのサポートセンターにお問い合わせください。

**裏面も必ずご確認ください**

#### (2) 給付金の振込先口座について

同封の受取口座(変更)登録届・辞退届に、振込を希望する口座を記入し、添付書類をご用意ください

※ 代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

|                    |       |                 |                                    |       |
|--------------------|-------|-----------------|------------------------------------|-------|
| 代理人                | ふりがな  | 申請者との関係         | 代理人生年月日                            | 代理人住所 |
|                    | 代理人氏名 |                 | 年 月 日                              |       |
| 上記の者を代理人と認め、調整給付金の |       | 依頼・請求受給・訂正および受給 | を委任します。<br>一法定代理の場合は、委任方法の記載は不要です。 | 本人氏名  |

#### 本人(代理人)確認書類

※運転免許証(表裏)、健康保険証、マイナンバーカード(表裏)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し【いずれか 1 つ】

- 代理人が申請(請求)受給する場合は、本人のものに加え、代理人の本人確認書類の写し(コピー)もご同封ください。  
○代理人が世帯主本人と同一の世帯員でない場合は、世帯主本人との関係が分かる資料も添付してください。

様式第 2 号（第 6 条第 4 号関係）

定額減税補足給付金(調整給付金)(※)申請書  
(住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方など向け)

※調整給付金とは、令和 6 年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない(定額減税可能額が、令和 6 年分の推計所得税額又は令和 6 年度分の個人住民税所得割額を上回る)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として 1 万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

支給市区町村  
(令和 6 年度個人住民税の課税市区町村)

草津市長

市区町村  
受付印

※本様式は、住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方などが使用するものです。  
※様式第 1 号(確認書)が提出された場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・添付してください。  
※本様式を提出いただいた場合、〇〇市[区、町又は村]において給付要件に該当するか事実の上で、  
記入いただいた居住所に確認書を送付します。給付金の支給には、確認書の提出が必要です。

申請者

(フリガナ)

氏名

生年月日

現住所

明治・大正・昭和・平成

年 月 日

電話 ( )

【代理申請を行う場合】

(フリガナ)

代理人氏名

本人との関係

性別

代理人生年月日

代理人現住所

代理人

男・女

明治・大正・昭和・平成

年 月 日

電話 ( )

上記の者を代理人と認め、  
調整給付金申請書の提出を委任します。

本人氏名

署名

本人確認書類等貼付欄

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、  
パスポート等の写し（コピー）（いずれか 1 つ）  
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

様式第 3 号（第 6 条第 7 第 1 項関係）

年 月 日

種

滋賀県草津市長

定額減税補足給付金(調整給付金)(※)支給のお知らせ

※調整給付金とは、令和 6 年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない(定額減税可能額が、令和 6 年分の推計所得税額又は令和 6 年度分の個人住民税所得割額を上回る)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として 1 万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

令和 6 年分の推計所得税額および令和 6 年度分の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。

※通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。

支給方法

支給日

支給口座

支給額

調整給付金の支給額および算出式

所得税

定額減税可能額  
(3 万円×(本人+扶養親族数))

令和 6 年分推計所得税額

控除不足額 (①)  
(＜ 0 の場合は 0 )

住民税所得割

定額減税可能額  
(1 万円×(本人+扶養親族数))

令和 6 年度分住民税所得割額

控除不足額 (②)  
(＜ 0 の場合は 0 )

調整給付金

所得税 控除不足額 (①)

住民税所得割 控除不足額 (②)

控除不足額 計 (③)

注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、  
16 歳未満の扶養親族を含みます。

調整給付金の支給額  
(上記③を 1 万円単位に四捨五入)

万円

※「令和 6 年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和 6 年分所得等を基にした推計額を記載しています。令和 6 年分所得税額が判明し、給付金額に不足が生じた場合は、自動的に令和 7 年以降に追加給付予定 です。

※令和 6 年中に市外に転出される方または転出された方は、この支給のお知らせが追加給付に際して必要となることがあるため、大切に保管ください。

なお、下記のいずれかに該当する場合は、令和 6 年 8 月 1 3 日（火）までに下記お問い合わせ先までご連絡ください。必要書類を送付いたします。

ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。

○ 本給付金を受給しない場合

○ 振込口座を変更する場合

## 様式第4号（第7条第2項関係）

## 受取口座(変更)登録届・辞退届（定額減税補足給付金）

草津市長 宛

市区町村  
受付印

## 1. 届出者

|        |                |        |
|--------|----------------|--------|
| (フリガナ) | 生年月日           | 現住所    |
| 氏名     | 明治・大正・昭和・平成・令和 |        |
|        | 年 月 日          | 電話 ( ) |

## 【誓約・同意事項】

- ☐ 届出書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、本市が定める期間までに不備が解消されない場合は、定額減税補足給付金が給付されないことに同意します。

## 2. 受取口座の(変更)登録（原則、1. 届出者名義の口座）

- ☐ 私は、「定額減税補足給付金」が下記の金融機関口座に振り込まれることを希望します。

※下欄に記入し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。長期間入出金のない口座を記入しないでください。

## 【受取口座記入欄】

| 金融機関名                                                     | 支店名                                                 | 分類                     | 口座番号<br>(右詰めでお書きください。)       | 口座名義(カナ)<br>※「1. 届出者」名義に限る。<br>※通帳の表記に合わせてください。 |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------|------------------------------|-------------------------------------------------|
| 金融機関コード                                                   | 1. 銀行 5. 農協<br>2. 金庫 6. 漁協<br>3. 信組 7. 信濃連<br>4. 信連 | 本・支店<br>本・支所<br>出張所    | 1普通<br>2当座                   |                                                 |
| ゆうちょ銀行                                                    | 通帳記号<br>6桁目がある場合は<br>※欄にご記入ください。                    | 通帳番号<br>(右詰めでご記入ください。) | 口座名義(カナ)<br>※通帳の表記に合わせてください。 |                                                 |
| ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。 | 1                                                   |                        |                              |                                                 |

- ☐ 私は、下記の理由により窓口での現金給付を希望します。

- ☐ ①金融機関口座を開設していないため
- ☐ ②金融機関から著しく離れた場所に居住しているため
- ☐ ③その他 ( )

## 3. 給付金の辞退

- ☐ 私は、「定額減税補足給付金」の給付を受けることを辞退します。

## 提出書類

- ☐ 『定額減税補足給付金（調整給付金）支給確認書』
- ☐ 『定額減税補足給付金受取口座(変更)登録届・辞退届』  
※本書のことです。必要事項をご記入のうえ提出ください。
- ☐ 『本人確認書類（写し）』  
※届出者の運転免許証（表裏）、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。【いずれか1つ】
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』（口座(変更)登録を希望する場合のみ）  
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。